



自然共育コミュニティ 森のわ 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、自然共育コミュニティ 森のわという。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務局を代表の自宅に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この団体は、自然の中での身近な遊びを通じて、人と人とのコミュニティを形成し、参加する地域の人たちの居心地のいい空間と、自然からの学びの場を共に創ることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために以下の事業を実施する。

- (1)自然体験または自然に親しみ、コミュニティを創る事業
- (2)会員の研修ならびに相互の交流活動
- (3)会員の維持および拡大に関する事業
- (4)他団体および行政機関との連携または協力および連絡調整に関する事業
- (5)その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この団体の会員は自然を愛し、その素晴らしさを広め、分かちあおうとする者のうち、第6条で入会をした個人および団体とする。

(入会)

第6条 この団体へは、本人の希望により、代表が認めたものが入会できる。

(会費)

第7条 この団体の会員は、別途定める年会費を納めることとする。

2. 会費を納めない会員は、代表が除名することができる。

(会員報償)

第8条 この団体の会員は、団体の収支状況に応じて、総会の議決に基づいた年間報償を受けることができる。

(会員の除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、代表がこれを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、会務に耐えられないと認めるとき。

(2)会員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(退会)

第10条 この団体の会員から、直接書面若しくはそれに相当する方法で、退会の申し出があった場合は、代表が退会を認め、会員名簿から抹消する。

第4章 役員

(役員の数および選任)

第11条 この団体には次の役員をおく。

- (1)代表 1名
- (2)副代表 1名
- (3)会計 1名
- (4)監事 1名

2. 代表、副代表および監事は企画会議において会員から選任するものとし、会計は代表が指名するものとする。
3. 監事は、その他の役員と兼ねることができない。

(役員の仕事)

第12条 代表は、この団体の業務を統括し、この団体を代表する。

2. 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは代表を代行する。
3. 会計は、この団体の会計を行う。
4. 監事は、この団体の業務及び財産に関し監査を行い、業務の執行および財産の状況について不整の事実を発見した時は、これを全役員に報告する。

(役員の仕事)

第13条 この団体の役員の仕事は1年とし、再任を妨げない

2. 補欠または増員により選任された役員の仕事は、前任者または前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第14条 役員が次のいずれかに該当するときは、代表がこれを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認めるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第5章 総会

(会議)

第15条 この団体の会議は、年に1回の通常総会と必要に応じた臨時総会とする。

(構成員)

第16条 総会は、第5条で定めた会員をもって構成する。

(企画会議の機能)

第17条 通常総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を評議する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) この団体の運営方針と運営方法に関する事項
- (5) その他この団体の業務に関する重要事項で、役員から提起されたもの

(総会の招集および議決方法)

第18条 総会は代表が招集する。

2. 前項のほか、5名以上もしくは会員総数の過半数の会員、または監事から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された時は、代表は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会は、一同に会して行うもののほか、電子メールや電子会議など、参加する者の意見交換が可能で、なおかつ会議に付議すべき事項に適切な方法にて開催できる。
4. 総会は、会員現在数の過半数または5名以上の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。
5. 総会においては、第20条に規定するものを除き、出席した会員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は出席者の互選により選出する。

(特別議決事項)

第20条 次の各号に掲げる事項は、総会において、総会の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1)この規約の変更
- (2)この団体の解散

第6章 会計および監査

(資産の管理)

第21条 この団体の資産は、代表が管理し、代表が保管する。

(会計年度)

第22条 この団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第7章 他団体との連携または協力等

(他団体への連携または協力)

第23条 ほかの団体と協働で事業を行う場合や、他の団体の事業に協力する活動、もしくはこの団体の事業にほかの団体が協力する場合には、この団体の目的に沿った範囲を逸脱しないものとする。

(政治および宗教との関わり)

第24条 この団体は、いかなる宗教および宗教団体を支持しない。

2. この団体が支持する政治団体ならびに政治家は、代表の承認を必要とする。

(報道機関への対応)

第25条 この団体は、報道機関からの取材に対しては団体のイメージが損なわれないように十分配慮し、万一、不慮の事態が発生した場合は適切な措置を講じるとともに、速やかに全役員に報告をしなければならない。

第8章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第26条 この規約は、総会の議決を経て変更することができる。

(解散)

第27条 この団体の規約にもとづき、総会が解散を議決し、かつ代表がそれを承認したときはこの団体は解散する。

2. 解散後のこの団体の解散に伴う残余財産の処分方法は、総会にて決するところによる。

(細則)

第28条 この規約の施行についての細則は、総会の議決を経て、別に定める。

附則

1. この規約は、平成 27 年 12 月 6 日から施行する。
2. 第 2 2 条の規定にかかわらず、この団体の規約施行当初の会計年度は、施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
3. 第 1 0 条の規定にかかわらず、この団体の規約施行当初の役員は次の通りとする。
この場合の役員の任期は、第 1 2 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。
 - (1) 代表 奥村公子
 - (2) 副代表 楠本剛史
 - (3) 会計 宮田敏矢
 - (4) 監事 川崎 貴俊

(経過)

1. 平成 26 年 11 月 7 日 団体設立
2. 平成 27 年 5 月 10 日 第 1 回事業開催「さとのおうち」
3. 平成 27 年 12 月 6 日 本規約施行